

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

第2節 計画の性格と位置づけ

第3節 計画の期間

第4節 計画の策定体制

第5節 策定の経過

第6節 計画策定後の点検・評価体制（P D C Aサイクル）

第7節 第8期計画の評価

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行等を背景に、社会全体で介護を支えることを目的として、平成12（2000）年に創設されました。創設から20数年が経過し、その間、国においては、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。

我が国では総人口が減少に転じる中、高齢化率はさらに上昇することが予測されています。急速な高齢化の進展に伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯など、支援の必要な方はますます増加するとともに、そのニーズも多様化してきています。こうした中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化が推進されてきました。

さらに、すべての人が地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあう地域共生社会の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2（2020）年に公布され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などが進められてきました。

また、令和5年（2023）年に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」においては、介護保険法の一部改正に関する事項として、介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスについて、その内容を明確化、地域包括支援センターの業務の見直し、介護サービス事業者経営情報の調査及び分析、介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等に関する取組を進めることとなりました。

「第9期結城市高齢者プラン21（結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」の計画期間には、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年が到来し、本市においても、総人口の減少と高齢化率の上昇が見込まれております。

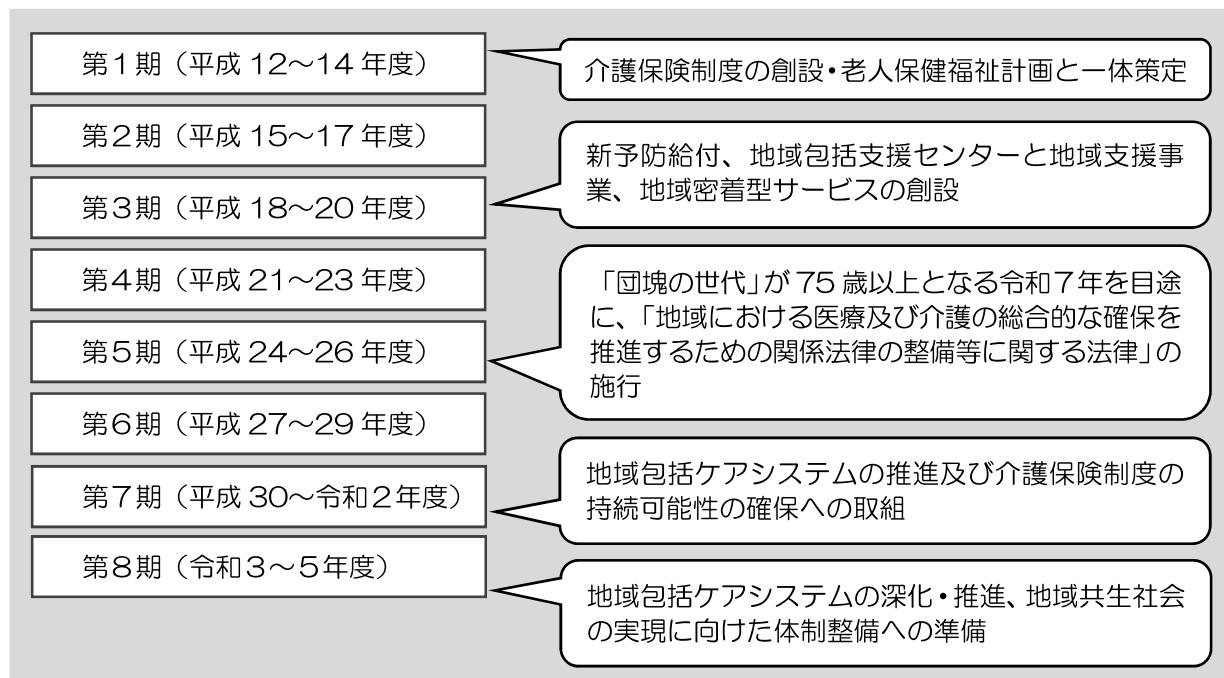
これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らし、生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが必要となっています。

【これまでの介護保険事業計画】

第8期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組や、地域共生社会の実現に向けた体制整備への準備が行われました。

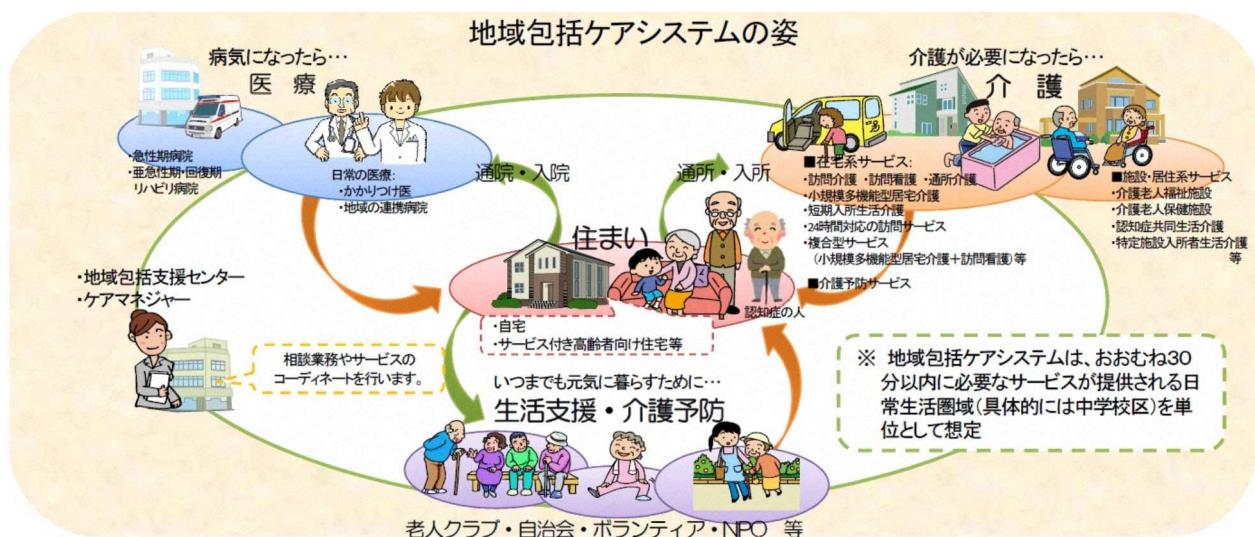
第9期計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、地域共生社会の実現へ向けた体制整備を進めていく必要があります。

第8期計画までの国による制度改定の経過



【地域包括ケアシステム】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

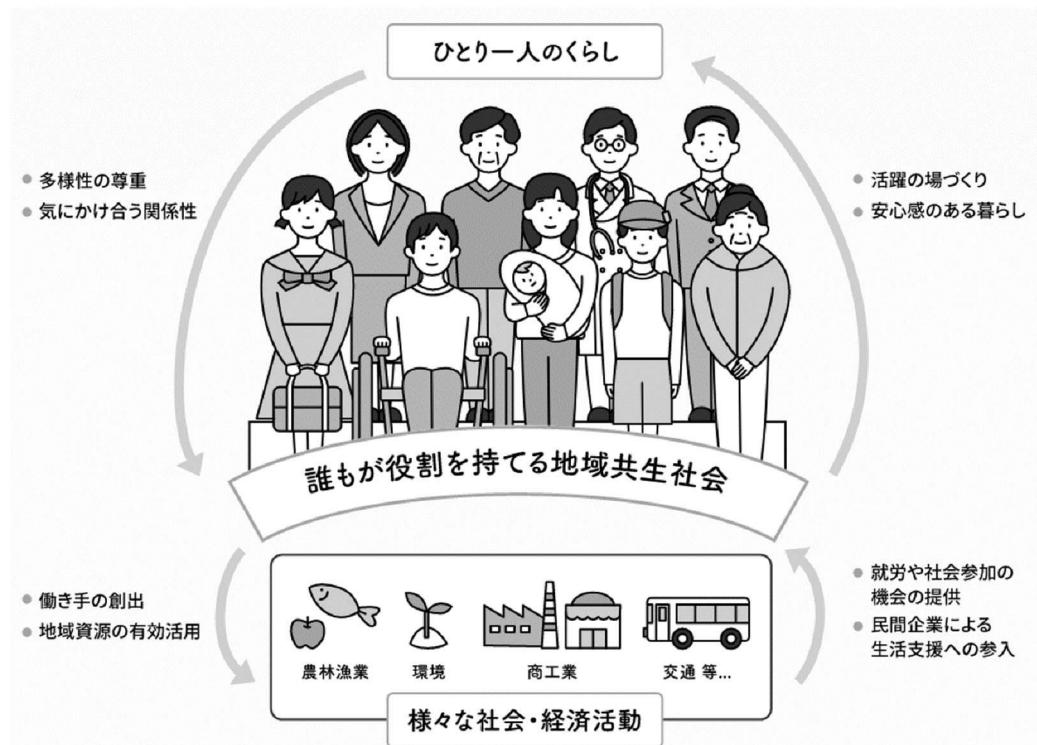


資料：厚生労働省ホームページより

【地域共生社会】

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域共生社会実現の全体像イメージ



資料：厚生労働省資料「地域共生社会のポータルサイト」より

第2節 計画の性格と位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

○ 「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○ 「介護保険法」から抜粋

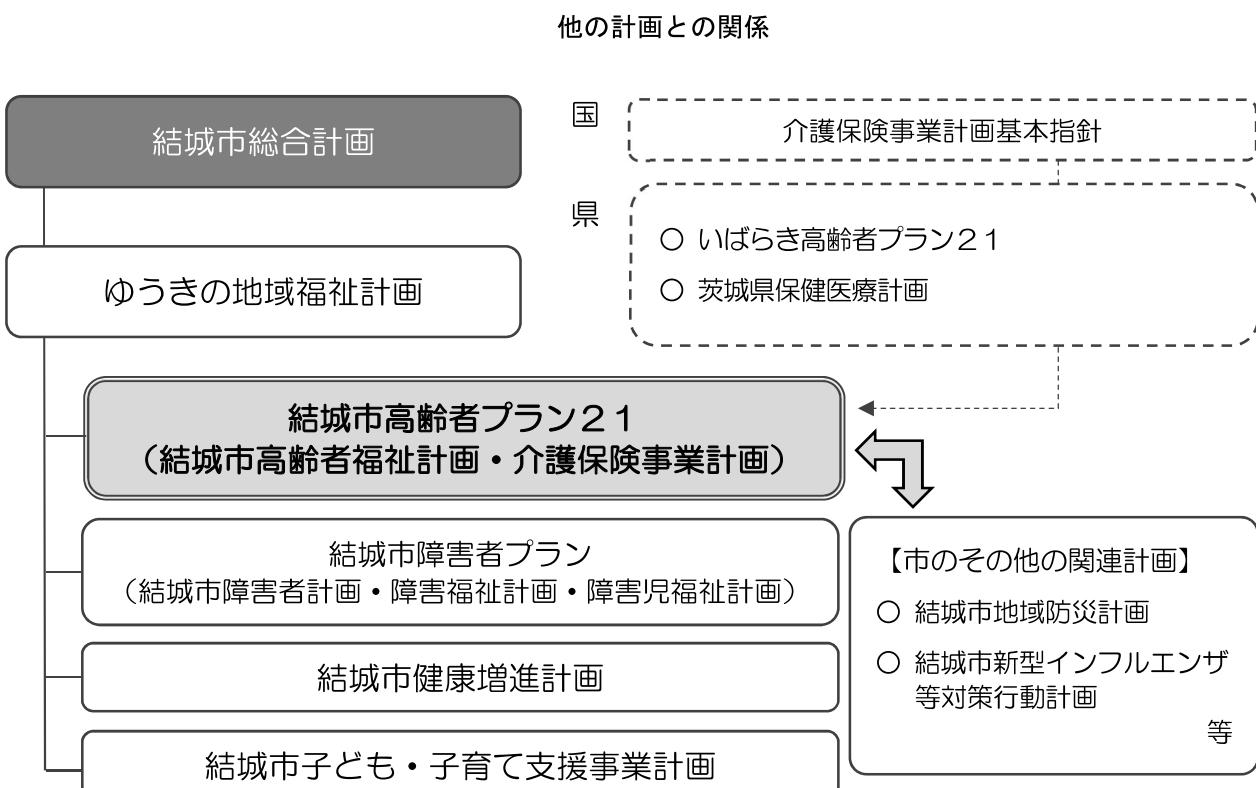
(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

第1章 計画策定の趣旨

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、「第9期結城市高齢者プラン21（結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を策定します。また、計画の性格としては、地域包括ケアシステムを推進するための「地域包括ケア計画」でもあります。

本市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。



第3節 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。第9期の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

年号	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期												
	団塊の世代が 75歳以上に															団塊ジュニアが 65歳以上に		

第4節 計画の策定体制

計画策定にあたっては、幅広い分野からの意見を反映するよう、学識経験者、保健・医療関係者、介護・福祉関係者、被保険者の代表など、地域における各分野の実践者で構成される結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、検討を行いました。また、府内関係部署と連携を図り、制度改正に伴う既存事業の検証、新規事業の検討を行い、より実効性のある計画となるよう努めるとともに、市民ニーズと介護サービス供給体制を計画に反映できるよう各種調査や意見公募を実施しました。

第5節 策定の経過

○ 推進委員会等

項目	開催日	主な審議内容
令和4年度 第1回 推進委員会	令和4年 9月29日	(1) 令和3年度事業実績について (2) 介護保険の運営状況について (3) 在宅介護実態調査の実施について (4) 令和4年度事業の推進状況について
第2回 推進委員会	令和5年 1月16日	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について (2) 介護サービス事業所調査について
令和5年度 第1回 推進委員会	7月25日	(1) 本市の現状分析について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について (3) 在宅介護実態調査の結果について (4) 介護予防・重度化防止等の取組の実績について
第2回 推進委員会	10月27日	(1) 介護サービス事業所調査の結果について (2) 第8期計画の実績及び評価について (3) 第9期計画の基本構想等について
第3回 推進委員会	12月25日	(1) 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について
パブリック コメント	令和6年 1月16日～ 1月31日	意見募集期間 16日間
第4回 推進委員会	2月2日	(1) 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の原案について

○ 各種調査等

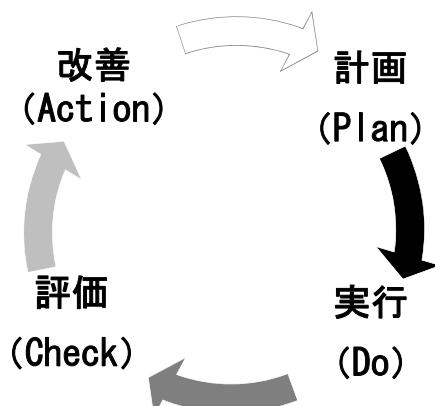
項目	実施期間	主な内容	
在宅介護実態調査	令和4年 10月12日～ 12月16日	郵送配付・郵送回収により実施	配付：974件 回収：605件 (回収率62.1%)
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和5年 1月25日～ 2月28日	郵送配付・郵送回収により実施	配付：2,400件 回収：1,641件 (回収率68.4%)
介護サービス意向調査	令和5年 2月1日～ 2月28日	郵送配付・郵送回収により実施	配付：25事業者 回収：23事業者 (回収率92.0%)
介護人材実態調査	令和5年 2月1日～ 2月28日	郵送配付・郵送回収により実施	配付：47事業所 回収：45事業所 (回収率95.7%) 職員票：90票
居所変更実態調査	令和5年 2月1日～ 2月28日	郵送配付・郵送回収により実施	配付：17事業所 回収：17事業所 (回収率100.0%)
在宅生活改善調査	令和5年 2月1日～ 2月28日	郵送配付・郵送回収により実施	配付：12事業所 回収：11事業所 (回収率91.7%) 利用者票：91人分
主任介護支援専門員ヒアリング	令和5年 6月28日	市内事業所に勤務する主任介護支援専門員に対し、ヒアリングを実施	参加者12人

第6節 計画策定後の点検・評価体制（P D C Aサイクル）

本計画は、高齢者の生活に必要な事業及びサービスの確保に向けて推進されるものであり、関係者及び関係機関が目標を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら、工夫・改善を重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

計画の進捗管理にあたっては、計画（P : Plan）、実行（D : Do）、評価（C : Check）、改善（A : Action）のPDCAサイクルにより継続的に業務改善を行います。また、事業の実施状況等については、推進委員会に報告し、計画の進捗状況を確認するとともに、新たな計画策定に向けた協議を行い、関係者、関係機関等の意見を踏まえた計画づくりに努めます。

【PDCAサイクル】



第7節 第8期計画の評価

第8期計画について、基本施策ごとに評価を行いました。

基本目標1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

【基本施策①】

地域包括ケアシステム構築のための体制整備

【評価】

令和3年4月より、3か所の日常生活圏域ごとに委託型地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、より身近な相談窓口として、相談支援事業の充実をはじめ各種事業に取り組み、医療・介護・福祉などのサービスを切れ目なく提供できる地域包括ケアシステム構築のための体制整備づくりを推進しました。

【基本施策②】

在宅医療・介護連携の推進

【評価】

市民及び専門職（医療・介護）の在宅医療に関する相談窓口として、令和3年4月より在宅ケア相談センターを設置し、在宅療養希望者が必要なサービスを受けることができる体制整備づくりを推進しました。

さらに、専門職に対し、研修会や多職種交流会の開催、入退院時情報連携シート等を更新・運用することで、医療と介護の連携体制の強化を図りました。また、在宅医療普及啓発動画の配信や出前講座などを実施し在宅医療の普及啓発に取り組みました。

【基本施策③】

認知症施策の推進

【評価】

認知症サポーター養成講座や広報紙・公式SNS等を活用して幅広い世代の市民に向けて認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施しました。また、令和3年度から各地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員を配置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、認知症の人への相談支援体制の構築に取り組みました。

【基本施策④】

高齢者の尊厳の保持

【評価】

高齢者虐待の未然防止のため、関係機関に研修会で啓発を行い、虐待の相談や通報に対しては、地域住民や関係機関と連携して速やかな対応に取り組みました。

令和4年4月より成年後見に関する中核機関を設置し、成年後見制度利用促進協議会を立ち上げました。必要な人が成年後見制度を利用できるよう、リーフレットの作成やケーブルテレビを活用し、市民や関係機関へ制度や相談窓口の周知を行いました。

【基本施策⑤】

市民相互の支え合いによる地域づくり

【評価】

地域での助け合い活動の推進のため、小学校区ごとに設置した話し合いの場である第2層協議体において、高齢者の閉じこもり防止のためのサロンの開催、小学生の登下校を地域で見守る活動(ながら見守り活動)、かわら版の作成・配布などに取り組みました。

また、新たな活動として、買い物が困難な地域において、特別支援学校の生徒やボランティアの協力を得て、買い物ツアーを実施しました。コロナ禍においてできる活動を検討することで、新たな活動につなげました。

市全体の話し合いの場である第1層協議体では、地域全体の課題を共有し、生活支援コーディネーターを中心として助け合い活動について意見交換を行いました。

【基本施策⑥】

安全・安心な環境づくりの推進

【評価】

高齢者の移動手段として、自宅と指定目的地の間を定額で利用できる高齢者タクシーの運行を開始し、また、市内巡回バスの運行ルート見直しとダイヤ改正を行うことで、利便性の向上に努めました。

結城駅に架かるメルヘン橋の結城駅南口にエレベーターを設置し、自由通路のバリアフリー化を図りました。

高齢者の交通安全対策のため、関係機関と連携して、交通安全キャンペーンなどを実施し、事故防止推進の啓発を図りました。

基本目標2 すこやかな生活と生きがいづくり

【基本施策①】

健康づくりと介護予防の推進

【評価】

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を開始しました。国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業の接続を行うとともに、介護予防事業との連携した取組を推進しました。高齢者に対する個別的支援では、糖尿病性腎症重症化予防事業、低栄養防止指導、集団支援では、通いの場への積極的な関与を行い、フレイル予防等の健康教育・健康相談を実施しました。

また、介護予防普及啓発事業として、いきいきヘルス体操教室の拡充を図り、令和4年度からは新たに地域リハビリテーション活動支援事業を開始しました。地域の高齢者の介護予防を支援する人材育成を目的とした養成講習会を実施し、受講者が介護予防サポーターとして活動しました。

【基本施策②】

生活支援対策の推進

【評価】

日常生活や介護に不安を抱く高齢者が、安心して暮らしていくように、民生委員児童委員を通して、ひとり暮らし高齢者等登録事業を推進し、高齢者の見守り活動を実施しました。

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業において、令和4年度より消防署へ通報する方式から看護師が対応するコールセンター方式へ移行し、高齢者の見守りを強化しました。

生活環境や経済的な理由などにより居宅での生活が困難な高齢者に適切な施設入所措置を行うことで、自立した生活が送れるように支援しました。

【基本施策③】

生きがい対策の推進

【評価】

高齢になっても学習機会や活動機会が確保できるよう生涯学習や運動の場を関係機関と連携し提供することで、高齢者同士の交流が図られ、高齢者が生きがいを持って健康で充実した日々を送れるように支援しました。

シルバー人材センターにおいて、福祉・家事援助事業の一環として、ワンコイン支援サービスによる高齢者の生活支援を行うとともに、勤労意欲のある高齢者に就業機会を提供しました。また、市内のスーパー やイベント会場において、シルバー人材センターの会員増加を図るためにPR活動を行いました。

基本目標3 介護サービスの充実

【基本施策①】

介護サービス基盤の整備

【評価】

第8期計画期間の令和3年度、令和4年度の給付費全体は、実績が計画値を下回っていますが、令和3年度から令和4年度の給付費自体は増加傾向にあり、概ね計画どおりの進捗を示しています。

居宅サービスでは訪問介護、居宅介護支援の各1事業所、訪問看護の2事業所、地域密着型サービスでは通所介護が2事業所新設され、在宅サービスの充実を図りました。

【基本施策②】

介護保険事業の円滑な運営

【評価】

介護認定審査会において年1回程度全体会議を実施し、審査判定の平準化を目指して協議しました。また、定期的に進捗管理を行い、結果通知が申請から30日以内に行われるよう努めました。

介護保険制度についてのパンフレットを地域住民や関係機関へ配布し、周知を図るとともに、広報紙等や出前講座を活用した情報発信に努めました。また、状況に応じた保険料の減免措置を行い、対象者の負担軽減を図りました。高齢者や家族が必要な時に気軽に相談できるよう、リーフレットやホームページを通して相談窓口の周知を図りました。

【基本施策③】

介護サービスの適正な提供

【評価】

介護サービスの質の確保・向上のため、介護サービス事業所への情報発信に努めるとともに、関係機関と連携し感染症対策の周知啓発を行うなど各種支援に取り組みました。地域密着型サービス事業所については、指定有効期間中に運営指導（実地指導）を行うとともに、新規事業所について適正な審査をし、2事業所を指定しました。

多職種連携における防災研修を、市内医療機関、歯科医院、薬局、介護福祉事業所職員を対象に行いました。

「茨城県介護給付適正化計画」に基づき、5つの主要事業を中心とした介護給付等適正化事業に取り組み、介護給付等の適正化に努めました。